

通知カード・マイナンバーカードに関するお知らせです

先月号に引き続き、このページではマイナンバー関係についてお知らせします。

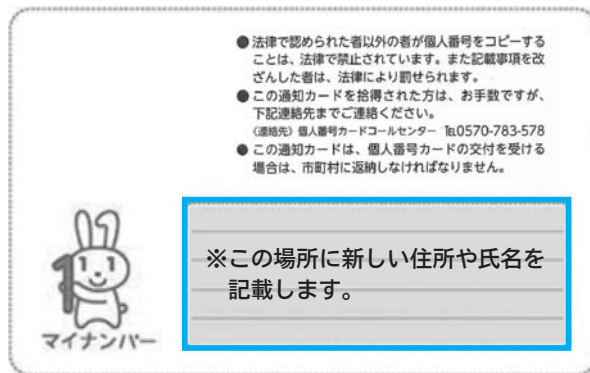
【転入・転出や転居、氏名の変更などがあった場合】

住所や氏名に変更が生じた場合は、カードに新しい住所や氏名を記入する必要がありますので、転入・転出届や転居届、戸籍届出の際にカードも一緒にご持参ください。（カードは後日、総務課戸籍係にご持参いただいても差し支えありませんが、変更が生じた日から14日以内に手続きを行ってください。）

また、マイナンバーカードの場合はICチップに記録している内容の変更も行います。



マイナンバーカードの場合（表面）



通知カードの場合（裏面）

【カードを紛失してしまった場合】

1. 通知カードを紛失した場合

総務課戸籍係で「通知カード再発行」手続きを行うことができます。手続きに先立ち、もし屋外で紛失した場合は、最寄りの警察署・駐在所へ遺失物届を行っていただき、その受理番号が必要となりますので、事前にメモなどで控えておいてください。再発行手数料は500円かかります。

手続き後は、約3週間程度でご自宅に郵送されますので、再度の紛失等がないようご注意ください。

2. マイナンバーカードを紛失した場合

総務課戸籍係で「マイナンバーカード再発行」手続きを行うことができます。手続きに先立ち、第三者によるカードの不正使用などを防止するための機能停止をするために、まず速やかに下記の「個人番号カードコールセンター」へご連絡をお願いいたします。連絡後は、最寄りの警察署・駐在所へ遺失物届を行っていただき、その受理番号をメモなどで控えておいてください。再発行手数料は800円かかります。

再発行までは約3週間程度かかります。再発行の準備ができましたらご自宅あてに受け取りのための通知書を送付いたします。

※個人番号カードコールセンター：0570-783-578（平日8:30～20:00、土日祝9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く。）一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250におかけください。
マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けています。

【その他カードに関するお知らせ】

- マイナンバーカードの交付時に通知カードを返納していただきます。（通知カードと引き換えにマイナンバーカードを交付します。）
- 通知カードはマイナンバーカードと異なり身分証明書としては使用できません。（マイナンバーの確認のみに利用できるものです。）
- 15歳未満および成年被後見人の方のマイナンバーカードは、法定代理人により申請していただく必要があります。
- 現在、住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードの有効期限内であれば利用可能です。ただし、住民基本台帳カードの新規交付、再交付及び更新はできませんので、今後はマイナンバーカードを申請していただくこととなります。

また、マイナンバーカードの交付時には、法令の規定により住民基本台帳カードは返納していただきます。

マイナンバーカード・通知カード及び住民基本台帳カードに関するお問い合わせ先
総務課戸籍係 ☎2-3402（平日8:30～17:15）